

神戸市クリーニング業法施行細則及び神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第32号

神戸市クリーニング業法施行細則及び神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 神戸市クリーニング業法施行細則（平成16年10月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（営業者の地位の承継に係る届出書等の様式）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施行規則第2条の3第2項第2号の同意書は、様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書とする。</p>	<p>（営業者の地位の承継に係る届出書等の様式）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施行規則第2条の2第2項第2号の同意書は、様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書とする。</p>

(旅館業法施行細則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則（令和5年12月規則第

32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～15 [略]	1～15 [略]
16 この規則の施行の際現に存する改正前の <u>神戸市公衆浴場法等施行細則</u> 様式第1号、第4号及び第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。	16 この規則の施行の際現に存する改正前の <u>神戸市美容師法施行細則</u> 様式第1号、第4号及び第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。
17～25 [略]	17～25 [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。